第

4706

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2013年)$ 平成25年 4月 10日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ 日本型 ISA

Q:今年度の税制改正では、日本型ISAと呼ばれる少額上場株式等に係る非課税措置が拡充されたそうですが、どのようになったのですか?

A:次のようになりました。

【解説】

日本型ISAとは、いわゆる少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置のことですが、個人投資家に対する税制措置で毎年一定金額までの投資について非課税とする制度です。

平成25年度では、次の点が見直され、使い やすくされました。

- ①口座開設可能期間 平成26年から平成35年までの10年間
- ②非課税投資額 毎年、新規投資額100万円を上限
- ③非課税期間 最長5年間 途中での売却は自由にできる
- ④非課税投資総額 最大500万円(100万円×5年間)
- ⑤口座開設一人1口座毎年の開設は不要
- ⑥導入時期 平成26年1月
- ⑦開設できる者 口座開設する年1月1日現在で満20歳以上 である居住者等







